

# 公益財団法人日本健康・栄養食品協会

## 2021 年度臨時評議員会議事録要旨

1. 開催場所 公益財団法人日本健康・栄養食品協会 3階 会議室
2. 開催日時 2022年3月23日(水) 14時00分～15時30分
3. 評議員現在数及び定足数  
総数 20名、定足数 11名
4. 出席評議員数 17名  
(会議室出席 7名) 岡田哲也、橋本賢次郎、桑崎俊昭、佐藤秀隆、宗林さおり、成松義文、若尾修司  
(Web 会議 Zoom システム出席 10名) 安部俊朗((株) 明治執務室)、亀井美登里(埼玉医科大学執務室)、蒲生恵美(個人宅)、久保英明(花王(株) 執務室)、榊原仁嗣(シオノギヘルスケア(株) 執務室) 佐藤潔(日清ファルマ(株) 執務室)、清水秀樹(個人宅)、寺島大悟(コーケン産業(株) 執務室)、笛木正司(笛木醤油(株) 執務室)、武藤正樹((社福) 日本医療伝導会衣笠病院執務室)  
(欠席) 遠藤雅也、菅いづみ、椎橋良太郎、  
(出席監事) 松田紘一郎  
(出席理事) 矢島理事長、青山常務理事
5. 議案 第1号議案 役員候補選出委員の改選について  
報告事項 1. 2022年度事業計画  
2. 2022年度収支予算  
その他
6. 会議の概要  
冒頭で議長から、本日、Web 会議 Zoom で出席の 10名の評議員の紹介があり、音声  
が即時に他の出席者に伝わり、出席者が一堂に会するのと同様に適時的確な意見表明  
が互いにできる状態での開催である旨の確認があった。続いて昨年6月の定時評議員  
会で選任された岡田評議員から挨拶があった。また、議長より、昨年来からの新型コ  
ロナウイルス感染症の影響で評議員会及び理事会で、評議員・理事の方々が一堂に会  
して活発な議論を交わすことが出来ない状態が続いているが、年2回の会議の中で  
互いの考え方のすり合わせして意見が理解できるように議論していくことが大切な  
ので、今後とも是非会議に参加していただきたいとの意見があった。  
(1) 定足数の確認等  
議長より定足数についての確認があり、青山事務局長から定足数を満たしているこ  
との報告があった。

## (2) 議案の審議状況

議長が定款第 28 条第 2 項に基づき、議事録署名人 2 名の選出について諮ったところ、佐藤秀隆評議員と清水秀樹評議員が出席評議員全員一致で選出された。

### 第 1 号議案 役員候補選出委員の改選について

事務局より同議案の説明があった。説明によると今年の6月に理事の任期2年が満了となり、定時評議員会において改選を予定している。規定により評議員会の前に役員候補選出委員会を開催して理事候補者を選出することになっている。現在の委員は3月27日で任期満了となるので、新しい委員を選任する必要がある。委員については役員候補選出委員会規則第3条で、「委員は評議員会の議長を含む評議員2名、外部委員2名、事務局員1名で構成する。任期は同規則第8条で2年となっている。」

事務局の説明のあと、議長から事務局に対し役員候補選出委員の案を求めたところ、事務局より3月10日に開催された業務執行理事会で検討された役員候補選出委員案の提出があった。役員選出委員案は、評議員会議長の成松義文氏、評議員枠のもう1名は、一社団法人全国発酵乳乳酸菌飲料協会専務理事の桑崎俊昭氏、外部委員枠の2名は公益財団法人日本医療機能評価機構専務理事の上田茂氏、元芝浦工業大学大学院工学マネジメント研究科特任教授、元評議員の馬場良雄氏、事務局員の1名は当協会総務部長の岩浪恒平氏の5名である。審議の結果、出席評議員全員一致で原案通り可決された。

選任された役員候補選出委員会委員は以下の通り

委員長	成松	義文
評議員	桑崎	俊昭
外部委員	上田	茂
外部委員	馬場	良雄
事務局	岩浪	恒平

## (3) 報告事項

1. 2022 年度事業計画
2. 2022 年度収支予算

議長より、2022 年度事業計画及び 2022 年度収支予算について事務局に説明の指示があった。

説明に入る前に事務局長から、2022 年度から事業計画の記載形式を変更した旨の説明があった。今までは部署別に所掌業務ごとの記載をしていたが、昨年の評議員会での意見に基づき、公益事業の 1～4、共通事業、収益事業の 1 と 2、法人会計の順番になっているとのことであった。

引続き 2022 年度の事業方針について報告があった。報告によると 2021 年度

は、日健栄協が考えるこれからの健康食品の体系図を作成し、特定保健用食品 30 周年記念講演会を初めとする各種セミナーにおいて公表した。さらに、特定保健用食品を中心とした保健機能食品制度全体の発展に向けた要望書を消費者庁に提出したところである。

このような状況を踏まえ本年度は、先に示した健康食品の体系図の概念、「いわゆる健康食品」から、「認定健康食品」、「機能性表示食品」、「特定保健用食品」、「疾病リスク低減トクホ」へと続く考え方の丁寧な説明を、様々な機会をとらえて行うことによって当協会会員への浸透を図り、業界全体でステップアップができるような各施策を展開してゆく。

更に、消費者庁へ要望しているトクホ制度を中心とした保健機能食品制度全体の見直しが進展するよう、積極的な広報活動による気運の醸成に努めるとともに、共通理解の促進に向けて関係団体との意見交換や、関係機関に対しても積極的な働きかけを行う。

また、機能性表示食品の届出支援においては、独自のチェックリストによる「届出資料事前点検事業」が、消費者庁から「事前確認を適切に実施できる体制が構築されている事業者団体」との認定を当協会が受けており、今後は機能性表示食品の届出のための認証機関を目指し体制強化を図る。

新たな取り組みとしては、健康寿命の延伸に資するため、産業界を巻き込んだフレイル予防産業の構築に向けて、医療経済研究・社会保険福祉協会と連携し、食品表示の認証制度に関する検討を始める。

続いて総務部長から資料に基づき事業計画の報告があった。2022 年度事業別ごとの具体的な取り組みは以下のとおり。

## 公益事業

### 公1 健康補助食品基準設定・認定事業

健康食品部関係では、2022 年度は、「個別審査型 JHFA 制度」を含めた「JHFA 認定事業」の認知向上、「GMP 製品マーク」を含めた認定健康食品の認知向上、普及活動を更に進め、認定数の増加を目指す。普及活動については、定常的な活動（メルマガ、展示会等での情報発信）に加えて、会員企業や関連団体との協働での活動や HP のリニューアル等を中心に進める。現行の JHFA の規格基準については、許可状況や最新の表示基準、分析手法、法規制状況等と照らし合せて、規格基準の見直しを行う。

認定健康食品 (JHFA) マークに関する事業については、2022 年度は「個別審査型 JHFA 制度」を含めた「JHFA 認定事業」の認知向上、「GMP 製品マーク」を含めた認

定健康食品の認知向上、普及活動を更に進め、認定数の増加を目指す。普及活動については、定常的な活動に加えて、会員企業や関連団体との協働での活動や HP のリニューアル等を中心に進める。現行の JHFA の規格基準については、許可状況や最新の表示基準、分析手法、法規制状況等と照らし合せて、規格基準の見直しを行う。

GMP 製造所認定等に関する事業については 2022 年度は工場認定に関する事務局業務を効率化すると共に、専門的内容への対応について主任調査員会議を最大限に活用することで、新規取得者増加による認定工場数の増加へ対応する。ガイドラインの改定については、2021 年度で既に製品のガイドライン改定を完了しているので 2022 年度は「原材料ガイドライン」の改定を完成させ、ガイドライン改訂に伴う「Q&A」の作成と「GMP 問題集」の刊行を進める。「GMP 教育セミナー」、「GMP 導入勉強会」、「日健栄協セミナー（安心・安全な健康食品のために）」を実施する。「OEM 部会」は支給原材料、支給資材に関わる解決策を具体化させ、社内外の普及活動を目的とした説明会を実施する。GMP 製品マークは、認定数の増加を目指して機能性表示食品をターゲットとした普及活動（説明会、個別対応 等）を進める。

健康食品安全性自主点検認証に関する事業については、2022 年度は、「平成 17 年通知」の改正を含む健康食品の安全性や品質確保に関する内容が検討されており、健康食品の原材料の本質的な安全性確保についての考え方がより重要になると考える。又、事業としての認証スキームについては、認証や評価方法等の見直しが必要であり、2022 年度は認証制度そのもののあり方を考える。

学術情報部関係では、健康食品相談業務の実施については、2022 年度は、相談受付体制を見直し、消費者からの相談に対する回答の質の向上を図る。また、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 国立健康・栄養研究所「健康食品」の安全性・有効性情報（HFNet）素材情報データベースの情報更新促進への協力をすすめる。

## 公 2 保健機能食品・特別用途食品申請支援事業

特定保健用食品部関係では、特定保健用食品の申請支援については、疾病リスク低減表示の申請支援及び疾病リスク低減表示の申請支援を継続する。また、特定保健用食品講習会及び説明会の実施、技術部会活動の推進、普及啓発活動として〔トクホ〕ごあんない【2022 年版】の作成と活用、講習会における講師の派遣や講演を行う。併せて、栄養士会、医師会などを通じた普及啓発の方法について検討する。また、許可と市場の動向調査を行う。

栄養食品部関係では、「特別用途食品制度の活用に関する研究会」の運営と活動については、研究会の主たる構成員は、当協会及び日本流動食協会、又は日本メディカルニュートリション協議会の加盟企業を中心に、幹事会と分科会活動があり総

合栄養食品分科会では、「サルコペニア用食品」許可基準案を作成し消費者庁への通知改正要望に取り組む。えん下困難者用食品分科会では、えん下困難者用食品の申請に関する通知改正要望に取り組む。また、新規規格である「とろみ調整用食品」の支援を行う。個別評価型病者用食品分科会では、領域拡大に向けた調査・検討を継続する。また、栄養機能食品制度の見直しに対する要望を関連5団体で提出する。特別用途食品の申請支援、栄養機能食品の製品企画支援については継続して行い、「日本流動食協会」、「日本メディカルニュートリション協議会」、「日本栄養支援配食 事業協議会」との連携強化をする。

機能性食品部関係では、事業者の届出資料作成を支援する「届出支援事業」と、機能性表示食品の届出ガイドラインや事後チェックを踏まえて個々の相談に対応する「分野別専門相談事業」を行ってきたが、独自のチェックリストを用いて届出資料一式を点検する「届出資料事前点検事業」を2021年度、消費者庁から「事前確認を適切に実施できる体制が構築されている事業者団体」との認定も受けたので、引き続き自信を持って進める。広告部会・広告審査会も充実させ、届出資料作成の手引書セミナー」を継続的にオンデマンド配信で実施し、事業者のスムーズな届出をサポートする。

学術情報部関係では、学術誌の発刊事業について、「健康・栄養食品研究」の2022年度の投稿数の増加に向けた取組を引き続き行う。

### 公3 食品保健指導士養成事業

研修企画部関係では、2022年度において食品保健指導士養成を目的とした講習会をこれまで会場での開催を主としていたが、オンデマンド配信に形式を変えて開催する。2022年度は、食品保健指導士養成講習会をオンデマンド配信で年2回開催する。受講修了者に対し、修了評価認定試験を実施し、食品保健指導士認定証書の発行をする。また、食品保健指導士資格更新手続きを行い、食品保健指導士フォローアップ事業を食品保健指導士資格更新のため講習会等を日本食品保健指導士会に委託する。

### 公4 特定保健用食品公正取引協議会事業

特定保健用食品公正取引協議会関係では、特定保健用食品公正取引協議会は2020年8月に設立され、2021年度から実質的な活動を開始した。2021年度は、広告研究会を立ち上げ、第1回広告審査会を開催した。普及啓発活動としては、協議会ホームページの活用と、会員並びに一般を対象とした研修会を2回開催した。また表示広告等に関する協議会会員からの相談に対応し、2022年度は引き続き、広告研究会及び広告審査会の開催運営と徐々に消費者の目に届きつつある公正マークの活用促進等を行い、消費者への更なる普及啓発と相談窓口の設置を行う。

## 共通事業

健康食品部関係では、事業者向け健康食品相談事業については、2020年8月から「健康食品いろいろ相談室」を開設し、受付を開始した。2022年度は、継続して相談事業を行い、相談件数の増加、会員サービスの向上、認知向上を図る。

学術情報部関係では、健康食品等に係る国内外の情報の収集と発信については、当協会会員の事業活動に役立つ健康食品等に係る国内外の有用・重要情報の収集、メルマガ形態での会員への情報発信を月2回行う。また、収集情報の活用として関係団体との情報共有を行う。

渉外広報室関係では、会員への情報提供として、メールマガジンの発行、ホームページ内の会員専用ページへの情報掲載を行う。普及・啓発活動として、展示会への参加、ホームページの活用、報道への対応としては、プレスリリース、メディア懇談会の開催を行う。また、講演講師派遣、行政機関及び諸団体との連携強化を進める。

研修企画部関係では、2022年度も引き続きオンデマンド配信で開催するが、研修事業（セミナーの充実）として、健康食品業界 新人向けセミナー”を継続して行う。また、中堅向け実務講座の開催をする。

九州支部関係では、九州支部研修会・セミナーの開催、普及啓発・広報・連携活動を積極的に行う。

## 収益事業

### 収1 賃貸事業 建物施設の賃貸に関する事業

総務部関係では、賃貸事業として関係4団体に当協会建物内の区画の賃貸を行う。

### 収2 受託事業

総務部関係では、事務代行受託事業として関係3団体の事務代行受託業務を行う。

栄養食品部関係では、日本流動食協会からの受託事業として、日本流動食協会の会議開催、連絡調整、濃厚流動食の年間生産量調査等の実施を行う。また、フレイル予防産業の構築への参画については、本事業は新たな取り組みであり他団体の事業に協力する体制を想定している。今のところ受託事業としてここに記載している。

内容としては、東大高齢化社会総合研究機構（食の在り方研究会）が提唱している取り組みであり、「栄養」「身体活動（運動）」「社会参加」の3つの柱を基軸とした国民の啓発活動、さらには、産業界を巻き込んだ構想である。今後は、医療経済研究・社会保険福祉協会が事務局を設置し、当協会は、食品表示の認証制度の構築に向けての検討のため、事務局に協力する。

機能性食品部関係では、機能性表示食品の研究レビュー実施として、機能性に関する研究レビュー業務を事業者や団体から受託し実施する。

## 法人会計

総務部関係につて、法人組織の運營業務として、定時評議員会、臨時評議員会、通常理事会、臨時理事会の開催。2022年度は、役員の改選となるため、役員候補者リスト選出委員会を2022年6月に開催し、定時評議員会において理事及び監事の改選を行う。会員、関連団体に関する業務として、新春賀詞交歓会を2023年1月に開催する予定。公益財団法人の運営としては、内閣府への定期報告(事業計画・予算と事業報告・決算等)、及び変更届出(理事・監事)を行う。会計・人事・庶務・職員研修については、必要に応じて職員研修を企画する。九州支部の運営支援については、九州支部総会の開催として通常総会と臨時総会を開催する。また、九州支部運営委員会を年2回開催する。九州支部の運営についての追加説明として、九州支部は2012年7月に設立され、現在支部会員11社となっているが、前々から九州支部の会員から、会費について、九州支部の会費と協会の会費の二重払いについて何とかしてほしいとの声があった。そこで、2022年度からは支部会費を免除すること、また、九州支部の経営改善のため九州支部の賃貸の事務所を引き払い事務局員を在宅勤務とさせて事務局業務をすることとしたが、これらに伴い規程の改正が必要となったことから後ほど議案5及び議案6で審議させてもらう。

事務局長より2022年度収支予算について資料に基づき説明があった。

収支予算(案)については、経常収益は前年額より1,151万円余の増加になっている。対前年比の主な増減は、「受取入金」は2021年度は50社の新規入会を見込んでいたが20社ほどとなっていることから予算を減額したが、2022年度は積極的な新規入会プロモーションにより45社の入会を見込んでいる。「受取会費」については、2021年度が準会員の入会を多く見込んで計上していたためである。

事業収益は「JHFAマーク許可事業収益」がJHFAマーク減少により減額となっている。また、「安全性自主点検認証事業収益」が2022年度の更新数が前年より多くなることにより増額となっている。「機能性表示食品届出支援事業収益」については、消費者庁より事前点検の適切団体として認定されたため、申し込みが増えることを見込み増額となっている。「出版物収益」が減額となっているが2021年度は「詳説機能性表示食品制度」という本を作成したことから、その販売数を多く見込んでいたが、本年度は通常ベースに戻したためである。

経常費用は前年額より、1,105万円の増額となっている。前年対比の主な増減は、まず人件費関連で、「給料手当」が事業拡大による人員の確保を予定しているため増

額、「臨時雇賃金」が減額となっているが全体として「給料手当」は増額となっている。「旅費交通費」についてはGMP事業の調査員の旅費の増加や、事業全体を通して2021年度に比べて外へ出向く機会が増えることを見込んで増額となっている。また「修繕費」について計上しているが、これは設備の老朽化に伴う突発的な修繕に備えたものである。「印刷製本費」はセミナー等がオンライン開催となり、印刷した資料を配布するのではなく、ウェブ上に掲載する方法が取り入れられるようになったことが主な要因で減額となった。「賃借料」については九州支部が事務所を退去することによるものである。「諸謝金」は、GMP認定工場増加に伴い、調査員に対する調査等の謝金も増加するため増額している。「支払手数料」が増額、「会場費」が減額しているが、これは、セミナー等を当協会会議室を使用してオンライン開催することにより、配信作業を外部事業者に依頼するため支払手数料が発生するが会場代は発生しないことによるものである。

また、人件費の割合については、役員報酬・給料手当・臨時雇賃金・通勤交通費・退職給付費用・法定福利費・福利厚生費・派遣委託費について合計すると1億4612万円余となり、全費用に対する人件費の割合は約57%となる。

以上の結果、当期経常増減額は1,289,122円となり、経常外増減の部は該当するものがないため、当期一般正味財産増減額も1,289,122円となる。一般正味財産期首残高が4億6169万円余なので一般正味財産期末残高は4億6298万円余となり、指定正味財産1億円を合わせると、022年度の正味財産期末残高は5億6298万3541円となる。

公益法人の財務3基準については、公1事業、公2事業、公3事業、公4事業および公益目的事業計において全てマイナスとなっており、収支相償は保たれている。

公益目的事業比率は50%を超えなければならないが、これを大きく超えて約86%となっている。また、2021年3月末現在の遊休財産額はその適正範囲内となっている。以上のことから、公益法人の財務3基準である「収支相償」「公益目的事業比率」「遊休財産額」はすべて基準を満たしているとのことであった。

報告の後、議長が意見を求めたところ、次の質疑があった。

(質疑内容)

評議員： 資料P10の栄養機能食品制度の見直しに対する要望を関連5団体で提出すると言う事だが、要望の内容を教えてもらいたい。また、資料P23のフレイル予防関係の食品の認証制度には非常に期待をしているが、食の在り方研究会に参加している人から具体的な議論は4月以降と聞いている。認証制度について認証条件として多様な食品をとる方向になるのではないかという話も聞いている。1品1品の健康食品がどのように認証制度に関与できるのか、協会としてどのように関わっていくのか教



えてもらいたい。同じく資料 P23 の機能性食品の研究レビューの実施で農研機構からの受託分を含むとあるが、ゲノム編集の作物に関して機能性表示食品の相談が来ているのかどうか教えてもらいたい。

栄養食品部長： 栄養機能食品制度の見直しに対する要望の提出については、現在、栄養機能の成分について生活者から用途や文言等が長いという質問、苦情が来ている。それらをもっと短い簡単な表現が出来ないかというような要望を現在消費者庁に出そうと検討しているところだ。

理事長： フレイル予防産業の構築への参画については、「栄養」「身体活動（運動）」「社会参加」の 3 つの柱を基軸とした国民の啓発活動、さらには、産業界を巻き込んだ構想で、医療経済研究・社会保険福祉協会（辻理事長）に事務局を設置し、具体的な動きは 4 月以降になるが協会も事務局に協力をさせていただく。今後の方向性等については情報収集し、機会を見て報告させていただきたいと考えている。

機能性食品部長： 機能性食品の研究レビューの実施については、成分に関する研究レビューがほとんどで、大豆イソフラボンやβグルカン等でゲノム関係は現在ない。

評議員： 1 点目の質問として、フレイル予防産業の構築への参画については私は賛成である。フレイルの定義は広いと思うが、資料 P10 にサルコペニア用食品許可基準案を作成するという事も記載されている。それは身体機能の部分に絞ったものを食品として出し、全体としては社福協のフレイルに関する活動に協力するという事になるのか。2 点目の質問として、機能性表示食品について事前に点検をする団体として認定されたとのことだが、審査数も沢山あり時間がかかっている状況であるが、連絡協議会が始まったということだが、協会の取り組みを教えてください。

理事長： フレイルについては非常に幅広い概念で、先ほども話したが、今回、医療経済研究・社会保険福祉協会に事務局を設置し、栄養と身体活動と社会参加の 3 つの柱を基軸とし、国民の啓発活動、産業界を巻き込んだ構想を考えており、協会は事務局に協力することを考えている。一方、サルコペニアについては実際には医療用の食品のところがターゲットに考えている。境目がなかなか難しいところがあるので、今後いろいろ整理されて制度の中で分けていくことが大事だと考える。

事務局長： 機能性表示食品についての事前点検についてだが、基本的に届出は消費者庁に提出する。今まで協会は届出資料の事前の相談をしていたが、協会が点検したからと言って特に特典はなかった。昨年、消費者庁より事前点検の適切団体として認められたので、当協会が点検したというこ

とになると 30 日以内で届出を受理されることになった。また、現在、消費者庁が業界団体と検討しているのは、完璧なゼロ品であれば成分も決まっているし表現も決まっているので、消費者庁で点検するのではなく事業者団体に任せて、そこで通れば消費者庁に届出できるということが可能かどうか事業者団体と消費者庁の考え方のすり合わせを行っている。

評議員： フレイルについては参考になった。できれば広い意味でのフレイルノの未然防止に積極的に関与して欲しい。機能性表示食品については、完璧なゼロ品などであれば事業者団体に任せてという考え方はいいと思うが、時間的には来年度半ば位には出来ると理解していいのか。

事務局長： それは、消費者庁で決めることになると思うが、そういうところを目標にして作業を進めていると考える。制度の仕組みを作るのは消費者庁で、協会は実施するとなったら直ぐに出来るようにするつもりである。

評議員： 資料 P3 の JHFA マーク認定について、新規見込み数が 7 件となっており減少の傾向だが、辞退の状況はどうなっているのか。また、辞退の理由はどの様なことが多いのか。

健康食品部長： 辞退については、2018 年度から 2019 年度にかけて 50 件程と多くの辞退が出たが、2020 年度から 2021 年度は 10 件程の減少で推移している。辞退の理由はいろいろあるが、一番多いのは商品の終売である。新しいカテゴリーで商品を開発するようなときは、また新規で申請してもらおうようにお願いしている。

評議員： 傾向としては辞退は減っていると見てよいのか。

健康食品部長： 一時よりは減っているが、右肩下がりでトータルでは増えていない。

議長： 結果的に協会の会員が増えていないということですね。

健康食品部長： 最近の傾向で多いのは GMP を取得したいから会員になるというところは増えているが、JHFA を取得したいから会員になるところは少ない。入会希望の中で機能性表示食品まではいかなものの、新たな商品で認定を取りたいというところはあるが、トータルでいうと以前ほどの申請はない。

議長： 協会として会員企業をどのようにして増やしていくかが重要。資料にも記載してあるが、協会でのいろいろな点検作業を行い、企業にアドバイスも含めた指導をしているが、このような点検作業やアドバイス事業で会員になるということころはないのか。

事務局長： 直ぐに会員になるというわけではない。協会もパンフレット等を使い様々なサービスをアピールして、実際、2021 年度は企業を廻ろうとし

たが実施出来なかった。前回の通常理事会で担当業務執行理事から新年度に向けて様々な意見が出たので今年度は頑張って実施しようと考えている。

議長： 私もそうだが、評議員が言うのは、協会は新しい JHFA マークも作りいろいろ事業を実施してきたのに減少傾向が続くということはどういうことなのかという問題提起だろうと思う。

評議員： 確認をさせてもらいたい。トクホのご案内は紙ベースで出しているのか。

特定保健用食品部長： トクホのご案内は製本ベースと協会のホームページに電子ブックで出している。

評議員： 両方ということだが、電子の方が簡単だろうからそこに誘導しうまく使ってもらおうとよい。資料 P6 健康食品相談業務の実施について電話相談がメインでホームページ上でも受け付けるとあるが、今の高齢者はスマホも使うし、そういうことを考えるとアプリ等へ誘導していく方がのちのち相談内容のデーターを解析できるようになると考える。アンケートホームで利用者の声を集めてはどうか。相談だけではなく生の消費者の声が会員を勧誘する一つのツールになるのではないか。

学術情報部長： 協会は現在スマホのアプリまでは検討していないが、今の流れでいけば今後は必要になると思うので勉強させてもらいたい。相談業務については、現在、電話で相談者から相談内容を聞いて回答し、また、相談内容によっては折り返し電話したりしているが、電話するのが難しいケースが多い。相談の後のフォローが難しい状態で、まだアンケートを取るというところまでは難しいと考える。

評議員： 資料 P12 の機能性表示食品の分野別専門相談事業について、相談件数が 2022 年度は非常に意欲的な目標件数となっているし、次の機能性表示食品の届出資料の事前点検事業についても 2022 年度は目標を高く掲げている。非常に良いことだと思うが、その根拠を伺いたい。また、資料 P15 食品保健指導士養成事業について、昨今、食品に関する関心が高まってきているので食品保健指導士を養成することは大事だと思うが、養成者数の目標の数字があったら教えてもらいたい。

機能性食品部長： 相談及び事前点検の件数については、昨年協会は消費者庁より事前点検の適切団体として認定されたので、当協会の事前点検を受ければ返答の日数が短くなり、30 日以内に消費者庁より返答が来ることとなったため、徐々に申し込みが増えてきているので、高い数字となっている。

事務局長： 食品保健指導士養成事業について、この度は WEB で開催することと

し受講者の増加を期待している。今までは会場の広さや開催地の関係もあり募集が難しいところもあったが、WEB開催となることにより人数としては40～50名で、年度内2回開催したいと考えている。また新たに研修企画部に北島部長が就任したので頑張り実施していきたいと思う。

評議員： 相談業務について、いろいろ相談内容を繋げるのが難しいと言う事だったが、解決に繋がるような介入の仕方、斡旋事業のようなことはしていないのかどうか伺いたい。

学術情報部長： 斡旋ということではなく、消費者からの相談を受けた後、企業側の対応が悪い場合、関連の企業に協会側が意見を伝える等、啓発をするような形で対応している。今まで、会員企業で深刻なケースはなかった。

その他

「特定保健用食品を中心とした保健機能食品制度の発展に向けた要望」

理事長より「特定保健用食品を中心とした保健機能食品制度の発展に向けた要望」について資料に基づき報告があった。説明によると、昨年、消費者庁の特定保健用食品の疾病リスク低減表示の検討会でいろいろな議論があったが、そこでトクホも含めた健康食品全体の議論で最終的には制度の在り方についての議論が大事だという報告となった。その中で、消費者庁としてもトクホを含めた健康食品の制度の在り方についての検討をするという方向性で議論することになったが、議論が始まってからでは遅いので協会内でも、トクホを含めた健康食品の発展のためどのようにするか検討を重ね意見を取り纏め、また、3月10日の通常理事会にも諮り了解を得て、3月11日に伊藤消費者庁長官に提出した。内容としては、トクホ制度が始って30年がたち、世の中は制度が当初想定していなかった動きとなり、健康寿命の延伸が大切な世の中になってきたが、その流れを踏まえて協会として検討を重ね、添付資料として「日健栄協の考える健康食品の体系図」をつくらせてもらい、具体的に要望の内容を整理させてもらった。

要望項目は以下の通り

1. トクトと機能性表示食品の位置付けの明確化
2. 機能性表示食品における、容器包装や広告での言い切り表現について
3. 機能性表示食品がトクホへステップアップできる仕組みの構築
4. トクホ審査基準の明確化と透明化
5. トクホ製品の多様化と迅速な上市のための規格基準型の適用拡大
6. 機能性表示食品届出の迅速化と向上

(別添資料)

その後、議長が意見を求めたところ、次の質疑があった。

(質疑内容)

評議員： 資料 P1 に機能性表示食品の届出のための認証機関を目指し体制強化を図ると記載されているが、これが今説明のあった要望書に当てはまるものか。

事務局長： 要望書の中の一部に該当する。要望書、6) の①に当たる。

評議員： 私が評議員にならせてもらった目的として、沢山ある制度の中でどれがいい制度なのか認識したいという考えからだった。まさに今、要望書として出されていることが時代的に変化があって、このような形で出せるようになってきたのだなと理解している。

評議員： 要望書資料 P2 の関与成分とバイオマーカーとの関係に根拠がある場合は疾病リスク低減表示を認めてもらいたいとあるが、この間の消費者委員会の議論の流れから見るとバイオマーカーとの関係ではなく、あくまでエンドポイントで根拠がないということ認めるわけにはいかないのではないかという議論の流れではなかったか。そういった点に関して今後どのように進めていくのか。また、要望書資料 P2 で既に認められた表示に「公知の事実」と「受診の勧奨」を表示するのは、消費者からするとこのトクホが誰に対しての表示なのかということが大事なポイントになると私は広告関係のところでも考えている。この商品は誰を対象にしているということを明確にする表示することが大切だと考えているので見解を伺いたい。

理事長： この点は疾病リスク低減の検討会でも一番議論になった部分で、関与成分とバイオマーカーとの関係について、是非、消費者庁だけではなく消費者委員会とも一緒に意見交換をさせてもらいたいと考えている。また、「公知の事実」と「受診の勧奨」の表示についてはいろいろな議論があり、蒲生評議員の意見も参考にさせていただきたいと思うが、これはあくまでも例という形なので今後、具体的に要望書をベースにして議論が深まっていくこととなると思う。先ずはこのような形で議論を開始させていただきたいということで要望書を提出させてもらった。

以上をもって議案の質疑応答等を終了したので、15 時 30 分、議長は閉会を宣言し、解散した。